

「但馬で働く・暮らす」UIJターン情報発信業務企画提案募集要項

1 趣旨

但馬地域の定住人口対策と産業の活性化を図るため、但馬でのライフスタイルや、魅力的な企業、産業を紹介するパンフレットを制作し、近畿圏をはじめとした大学・短大・専門学校等（以下「大学等」という）へ発信することで、明日の但馬を担う若者のUIJターン就職を促進するため、この業務を委託する事業者（民間企業、NPO法人等）を選定するための企画提案を募集する。

2 事業委託の対象者

- (1) 公募に参加できる者は、次の全ての要件を満たす者であること。
 - ① 法人または事業を適切に運営できる個人事業主（以下「事業者」という。）であること。
 - ② 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。
 - ③ 事業の実施にあたり、但馬県民局との打合せなどに適切に対応できる事業者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する事業者は、前項の規定に関わらず、公募に参加する資格を有しない。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - ② 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - ④ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

3 事業要件

業務仕様書に沿って応募者自らが企画する事業であって、県が委託する事業として公序良俗に反するものでないこと。

4 事業費

事業費は1,500,000円

予算の範囲内で、提案内容に応じて1事業者と契約する予定である。

5 事業期間

平成27年11月30日まで

6 企画提案にかかる手続き

(1) 配布及び受付期間

平成27年7月22日（水）から平成27年8月11日（火）までの間（土日を除く）に、事務局に持参すること。

各日とも午前9時から午後5時までとする。

ア 配布方法

事務局での配布、県ホームページからのダウンロードによる。

イ 受付方法

事務局に持参すること。郵送やFAX、電子メールでの提出は不可。

(2) 募集要項の内容に関する質疑及び回答

質問は、次の方法により受け付ける。

① 受付期間

平成27年7月22日(水)～平成27年8月4日(火)午後5時まで

② 質問方法

電子メールまたはFAX(注)により提出。

(注) 電話での問い合わせは受け付けない。

③ 提出先

兵庫県但馬県民局地域政策室地域づくり課(産業観光担当)

(E-mail : tajimachiiki@pref.hyogo.lg.jp Fax : 0796-23-1476)

④ 回答方法

平成27年8月6日(木)中に、県ホームページ上で回答する。

⑤ その他

ア 書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。

イ 電子メール、FAX等のタイトルに「【質問】情報発信業務」と明記すること。

(3) 提出書類及び提出部数

この募集要項のほか、業務仕様書、様式、補足資料等の関連資料にもとづき作成のうえ、提出すること。

- | | | |
|-------------------------------|-------|-----|
| ① 応募申請書(様式1) | | 6部 |
| ② 提案者概要(様式1付表) | | 6部 |
| ③ 事業概要(任意様式・A4片面印刷) | | 6部 |
| ④ 企画提案書(任意様式・A4片面印刷) | | 6部 |
| ⑤ 企画作品(パンフレット) | | 6部 |
| ⑥ 過去の成果物(パンフレット) | | 6部 |
| ⑦ 経費積算見積書(様式2) | | 6部 |
| ⑧ その他提案内容を説明する書類(任意様式・A4片面印刷) | | 6部 |
| ⑨ 添付書類 | | 各1部 |

- ・定款又は寄付行為(法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類)【写し】
- ・登記簿謄本(法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類)(提出の日において発行から3ヶ月以内のもの)【原本又は写し】
- ・会社概要等、応募者の概要が分かる書類【写し】
- ・直近2年間の収支決算書類(事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等)【写し】
- ・県税(全税目)、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類(提出の日において発行から3ヶ月以内のもの)【原本又は写し】

(4) 費用負担

提案書の作成及び提出に要する経費は事業者の負担とする。

(5) 応募に関する留意事項

応募図書は理由の如何を問わず、返却しない。

(6) 審査方法

「但馬で働く・暮らす」UIJターン情報発信業務企画提案コンペ審査委員会を設置し、審査のうえ、事業者を選定する。

8 対象事業（受託事業者）の選定

(1) 選定方法

応募のあった提案事業は、以下に掲げる内容などにポイントをおいて、総合的に評価し、選定する。

- ① 企画構成：企画等のアイデア、構成の魅力、キャッチコピーのアピール力など
- ② 実施体制：ノウハウや実績、関係団体等との協力関係の見込みなど
- ③ その他：その他事業を遂行するに当たっての創意工夫など

(2) 選定結果の連絡

選定結果は、採否を問わず文書により通知する。

(3) 審査対象からの除外（失格事由）

- ① 「2事業委託の対象者」に該当しない場合。
- ② 要項に違反又は著しく逸脱した場合。
- ③ 選定委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行うこと。

(4) その他

必要に応じて、提案者に対し、個別に内容の確認や書類の提出依頼、ヒアリング等を行う場合がある。

9 採択の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は採択を取り消す場合がある。

10 委託契約の締結

- (1) 県は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (2) 契約形態は、精算条項を設けた概算契約とし、契約条項は後日示す。
- (3) 契約の相手方となる事業者は、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する。ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。
- (4) 契約締結日は、選定結果通知後すみやかに行うものとし、契約締結後は、契約書及び仕様書に従って事業を実施する。

11 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還が必要となる場合がある。

1.2 適正な事業執行に係る留意事項

- (1) 事業者は、本事業が兵庫県との委託契約に基づく公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。
- (2) 事業者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類、労働関係帳簿類（採用関係含む。）、通帳並びに業務日誌等）を事業終了後5年間保存すること。
- (3) 本事業については、事業終了後も含めて、兵庫県監査委員や会計検査院の検査対象となる場合があるため、事業者は、検査対象となった場合は検査に協力すること。
- (4) 事業の受託により得られた情報は、委託事業終了後においても守秘義務があること。

1.3 その他の留意事項

- (1) その他
 - ・事業の全部又は一部を兵庫県の承諾を得ずに他者に再委託することは認めない。

1.4 事務局

兵庫県但馬県民局地域政策室地域づくり課（産業観光担当） 古巻・山本
〒668-0025 豊岡市幸町7-11
TEL 0796-26-3686(直通)
FAX 0796-23-1476
e-mail : tajimachiiki@pref.hyogo.lg.jp

【配布書類一覧】

・ 募集要項 [この資料]	A4版	4ページ
・ 業務仕様書	A4版	2ページ
・ 提出書類（応募図書）	A4版	6ページ
・ 補足資料 (兵庫県財務規則第100条抜粋)	A4版	1ページ

【スケジュール】

7月22日（水）～8月11日（火）	: 企画提案募集期間
8月12日（水）～8月下旬	: 審査会実施
8月下旬～9月上旬	: 委託先決定、通知。委託契約
9月上旬～11月上旬	: 制作期間（契約締結日から起算して75日程度）
11月中旬	: 納品（詳細は後日調整）
11月30日	: 大学等への発送期限